

日本労働年鑑 第55集 1985年版  
The Labour Year Book of Japan 1985

第三部 労働政策

VI ILO

2 その他

ボリーン次長来日

B・ボリーンILO次長は八三年一月二〇日、東京で開かれたFIET(国際商業事務技術労連)世界大会に出席のため来日、二日のFIET世界大会であいさつしたのち、政労使三者の首脳と会談して日本とILOとの協力関係を促進したほか、広島原爆記念館を見学するなど日本理解を深め、二七日に離日した。

FIET大会でのあいさつのなかで、ボリーン次長は、ILOとFIETとの長年にわたる協力関係にふれたのち、ホワイトカラー労働の分野におけるILO活動に言及してつぎのように述べた。

「三次産業は雇用創出の源泉となることが期待されている反面、技術変化にともなう失業増加の危惧もある。近年使用者側は、コスト引下げのため合理化をすすめ、新技術導入によって省力化に力をいれている。新技術が雇用や労働条件に与える影響については楽観論、悲観論がとびかっているが、ビデオスクリーンやコピー器材での有害物質使用など商業・事務労働者の健康にとって新たな危険の生じていることは明らかである。また婦人労働者と共にパート婦人の増加も問題となっている。

政労使三者の協力で労働条件改善を計ろうとしているILOは、各種の会議でこれらの問題を検討しているが、とりわけホワイトカラー問題を取扱う委員会ではこれを専門に審議して解決を促進している。この委員会は八五年三月に次の会合を開く予定である。

三次部門における諸問題の解決には、国内の総合政策の一環として対処するという考え方が必要であり、また国際的なアプローチも欠かせない。近年パートタイム、ジョブシェアリング、自発的短時間就業などの増加で、雇用そのものの概念が変わりつつあり、これまでのような単純な完全雇用政策では問題の解決は期待できなくなっている。新たな事態に対処するためには現状に則した方策が必要になる。」

なおボリーン次長は、週刊労働ニュース、世界の労働の共同インタビューに応じたが、その要旨は八三年一月二八日付『週刊労働ニュース』に、詳細は『世界の労働』八四年一月号に掲載された。

人勧提訴

八四年三月二日、総評、公務員共闘、国際公務員労連(PSI)、国際自由教員労連(IFFTU)は、人事院勧告の完全実施を求めてILOに提訴、理事会の結社の自由委員会はこれを一二六三号案件として審査することになった。スト権などの労働基本権を禁止する場合には必ず代償措置をとらなければならないのに、人事院勧告が完全に実施されなければ労働組合権の重大な侵害になるという主旨である。

他方、八四年三月八～二一日ジュネーブで開かれたILOの条約勧告適用専門家委員会は、日本の批准した八七号(結社の自由)、九八号(団結権・団交権)の両条約との関係で国内の状況を検討したのち、スト権禁止の代償措置としての人事院勧告、仲裁裁定の重要性をあらためて確認し、公務労働者の基本権制限をつづけるならば、賃金、労働時間の決定手続きと制度を再検討するよう希望した。

この問題は、八四年六月の第七〇回ILO総会において審議された結果、政府と労働組合との対話が継続され、きわめて近い将来、前記の専門家委員会の示す線にそって懸案事項が解決されるようにと希望が表明された。労働者側は、来年までに改善がみられなければ他の方法に訴えたと述べたが、これは「ダイレクト・コンタクト」を示唆したものとみられている。

専門家委員会による審査は書面をもとにしておこなわれ、また総会での審議には時間的制約があるため、政府との意見調整には長時間を要することが多い。そこで、とくに問題があるような場合、ILO事務局長の派遣する代表(いわゆる調査団)が直接に政府当局と十分話し合い、解決を促進するため「ダイレクト・コンタクト」という方法が考えだされたのである。八四年五月末の自治労大会で丸山委員長がILOに調査団派遣を求めると示唆したのは、実はこの方法である。

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---